

広島県告示第千百九十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定によって、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成十九年十二月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 処分をした年月日

平成十九年十二月四日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

有限会社フロンティア

三原市宮浦六丁目三番二三号

代表取締役 照下 久雄

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般一八）第三三七〇〇号

四 処分の内容

1 停止を命じた営業の範囲

建設業に関する営業のうち、民間工事に係わるもの。

（注）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体は除く。）、建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者であるもの以外の建設工事をいう。

2 営業の停止を命じた期間

平成十九年十二月十九日から平成十九年十二月二十一日まで

五 処分の原因となった事実

被処分者は、民間のマンション新築工事において、平成十七年十一月二十七日に建設業法第三条第一項の許可を受けないで、政令に定める金額以上の工事を請け負った。

このことが、建設業法第二十八条第二項第二号に該当すると認められる。